

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

令和5年4月より、医療DX（デジタル化）推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の観点から、上記加算が以下のとおり修正されました。（令和5年12月まで）

		令和5年3月まで	令和5年4月からの特例措置
初診	マイナンバーカードを利用しない	4点	6点
	マイナンバーカードを利用する	2点	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	—	2点
	マイナンバーカードを利用する	—	—

令和5年4月

院長